

関東森林管理局における指名停止措置について

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所

有限会社 新生工具店 神奈川県川崎市川崎区新川通10-15

2 指名停止期間

令和4年2月25日 ～ 令和4年5月24日 (3ヵ月)

3 指名停止の理由

有限会社 新生工具店は、上越森林管理署長と令和3年10月12日に契約締結した「第3号物件 ヘルメット他」において、販売元との納入物品の状況確認が不十分であったなどの原因から納入期限の延長を申し出たにも関わらず、その納入期限を過ぎても履行されず納品見込みがないとの理由で契約解除を申し出たため、同署長は令和4年1月11日付けで契約の一部解除を行った。

このことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日26林政政第338号）別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の該当要件
別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号（不正又は不誠実な行為）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 13 全各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：経理課契約適正化専門官